平成２５年（フ）第２９号
高知市神田309番地12　上野
債務者　野口　佳孝
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２号
熊本県八代市千反町２丁目13号５番地　302
債務者　福地千桜こと　福地　千春(旧姓橋元)
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目16番２号　第２ガーデンパレス上沖102号、旧住所埼玉県春日部市牛島806番地
債務者　西澤佳砂代
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
埼玉県八潮市大字南後谷891番地10　リバーサイド101号
債務者　嘉藤　浩美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
横浜市青葉区柿の木台38番地11、申立時の住所相模原市中央区緑が丘１―33―７グリーンヒル井上201
債務者　林　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３号
静岡県駿東郡清水町新宿208番地　萩野アパート101号
債務者　濵田　芳子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
松江市古志原３丁目10番55号　ハイツブレーブ２―103号
債務者　澤田　　浩
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
札幌市北区太平２条３丁目１番31号　ウィングコート冨澤203号
債務者　石田　繁幸
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
北海道江別市文京台39番地の23　エクセレントⅠ―205号
債務者　原口　健志
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０号
札幌市白石区菊水１条４丁目３番15―1103号
債務者　川村　充史
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０号
札幌市清田区清田７条２丁目17番７号
債務者　安田　裕司
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３号
札幌市南区川沿１条５丁目１番７号　ヴェルドーラⅠ―101号
債務者　石戸谷美香（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９号
岩手県奥州市胆沢区小山字上油地136番地
債務者　千葉　智恵
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１１号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上鹿合69番地
債務者　井面みつえ
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４号
山形県酒田市大町８番13号、前住所山形県酒田市大豊田字星川18番地
債務者　仲川　　清
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１７０号
千葉県東金市田間127番地２　ラ・メゾンベール203
債務者　浦部ちづる
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５６５号
愛知県知立市八橋町山田谷８番地281
債務者　有江　れみ
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係